

平成30年度 那須町監査計画

那須町監査基準第7条の規定に基づき、平成30年度に実施する監査計画を次のとおり定める。

平成30年4月3日

那須町監査委員 高 藤 昭 夫

那須町監査委員 大 森 政 美

第1 基本方針

公正で合理的かつ能率的な行政運営確保のため、違法、不正の指摘にとどまらず、指導に重点をおいて監査を実施し、もって、町行財政運営における適法性、効率性、妥当性の確保を期するものとする。

また、事務事業の執行が予算及び議決並びに法令等に基づいて行われているかに留意し、実施するものとする。

第2 監査の実施

監査の種類・対象・期間などは以下のとおりとする。なお、各監査の実施計画は別途協議の上決定する。

(1) 監 査

ア 定例監査（地方自治法第199条第4項）

町における事務及び事業の執行全般を対象として実施する基本的な監査として、財務に関する事務の執行が、適正かつ効率的に行われているかどうか、また、経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行なわれているかどうかを主眼として実施する。

① 対 象

執行機関、行政委員会の所掌する事務全般とする。

② 実施時期 10月（条例第3条）

イ 随時監査（地方自治法第199条第5項）

監査委員が必要と認めたときは、随時に監査を実施する。監査内容は定例監査に準じて実施する。

ウ 行政監査（地方自治法第199条第2項）

行政事務の組織、事務処理の手続き、行政の運営等において効率性・能率性の確保の観点から実施する。

- ① 対 象
定例監査、随時監査、例月出納検査の際に補完的監査として実施する。
- ② 実施時期
定例監査、随時監査、例月出納検査の実施日
- エ 財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項）
監査委員が必要と認めたときは、当該団体の出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものが、適正かつ効率的に行われているかを主眼として実施する。
※必要に応じて実施する。
- (2) 検 査
- ア 例月出納検査（地方自治法第235条の2第1項）
会計管理者及び企業管理者の保管する現金の残高及び出納関係諸表等の計数の正確性を検証するとともに現金の出納事務が適正に行われているかを主眼として実施する。
- ① 対 象
- ・ 一般会計
 - ・ 国民健康保険特別会計 後期高齢者医療特別会計 介護保険特別会計 下水道事業特別会計 観光事業特別会計 宅地造成事業特別会計
 - ・ 水道事業会計
- ② 実施時期 毎月20日（条例第4条）
- (3) 審 査
- ア 決算審査（地方自治法第233条第2項及び公営企業法第30条第2項）
決算その他関係諸表の計数の正確性を検証するとともに、予算の執行又は事業の経営が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施する。
- ① 対 象
- ・ 一般会計
 - ・ 国民健康保険特別会計 後期高齢者医療特別会計 介護保険特別会計 下水道事業特別会計 観光事業特別会計 宅地造成事業特別会計
 - ・ 水道事業会計
- ② 実施時期 7月
- イ 基金運用状況審査（地方自治法第241条第5項）
基金の運用状況を示す書類の計数の正確性を検証するとともに、基金の運用が適性かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施する。
- ① 対 象 全基金運用状況

② 実施時期 7月

※決算審査に併せて実施する。

ウ 健全化判断比率等審査（財政健全化法第3条第1項、第22条第1項）

「健全化判断比率」の算定は適正に行われているか。「健全化判断比率」の算定基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されているかを審査する。

公営企業会計については、併せて「資金不足比率」及びその算定となる事項を記載した書類を審査する。

① 実施時期 7月

第3 各監査の着眼点

(1) 予算執行内容について

- ・ 収支確保は適正に行われているか
- ・ 支出は効果的に行われているか
- ・ 違法、不当な処理がなされていないか

(2) 税務について

- ・ 課税事務は適正に行われているか
- ・ 徴収事務は適正に行われているか

(3) 計数について

- ・ 月次計数は正確であるか
- ・ 決算計数は正確であるか

(4) 財産について

- ・ 公有財産は、常に良好に管理され、効率的に運用されているか
- ・ 物品の購入手続き、価格、規格は適切か。また、在庫量は適正か
- ・ 基金の運用は適正に行われているか

(5) 契約検収事務について

- ・ 契約の原因、事実は正当か
- ・ 契約方法・業者選定は正しく行われているか
- ・ 契約は正しく履行されたか

(6) 工事について

- ・ 工事計画は予算に適合しているか。
- ・ 設計内訳書、工事仕様書及び設計図等の設計書は、適正に作成されているか
- ・ 工事は正しく施工されたか

(7) 公営企業事業について

- ・ 事業計画、収支計画は妥当であるか
- ・ 事業は効率的かつ計画的に執行されているか
- ・ 事業目的に適合した成果をおさめているか

(8) 財政援助について

- 補助金、負担金、交付金、貸付金、その他財政援助の決定は適正になされているか
- 財政援助額及び援助方法は適正か
- 補助等に係る会計経理内容は適正か
- 出資（補助）の目的は達成されているか
- 定例監査時に、財政援助団体に係る監査を行う

第4 監査の資料

提出を求める資料については、その都度定める。

第5 監査日程

各監査日程について、次のとおりとする。詳細はその都度通知する。

【平成30年度月別監査計画日程表】

月	監査
4月	例月出納検査、水道事業会計棚卸確認
5月	例月出納検査
6月	例月出納検査
7月	例月出納検査 ・決算審査・健全化判断比率等審査（6日間）
8月	例月出納検査
9月	例月出納検査
10月	例月出納検査 ・定例監査（3日間）、財政援助団体監査
11月	例月出納検査 ・随時監査（公の指定管理者監査）
12月	例月出納検査
1月	例月出納検査
2月	例月出納検査
3月	例月出納検査

※その他

平成30年度主要事業について、必要に応じ現地視察を行います。